

**TSS汚水処理システムは
浄化槽ではなく『汲取り便所』扱いです
建築基準法（令）第29条告示第1386号例示仕様に適合
（平成12年6月1日施行の建築基準法改正による法区分での取り扱い）**

TSS汚水処理システムのこれまでの法的位置づけの変遷を記します。

平成元年

- 財団法人 日本建築センターに性能評価制度が創設されていたため、この制度を利用して建築基準法（令）31条改良便槽の規定にある「但し書」の部分の適用を受ける。
平成元年10月25日付けで「性能評価書」を取得。
- 建築基準法（令）第31条
「改良便槽は、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、特殊な構造によるもので、特定行政庁がこれと同等以上に衛生上の効果があると認めるものは、この限りではない」

平成5年

- 建築基準法（令）第31条の規定から但し書が削除される。
但し書が削除されるに伴い、その取扱いについて厚生省と建設省（当時）との間で協議され、建築基準法（法）第38条の規定に基づく浄化槽に移行することが決定される。
- （法）第38条認定のために性能評価を申請する。
財団法人日本建築センターにある尿尿浄化槽性能評定に関する事務処理要領に、建築基準法（法）第38条の規定に該当するものとあり、この中の「薬品、熱などにより尿尿を処理し、かつ処理水の放流を伴わない装置等」に合致する。
平成5年1月20日付けで性能評定を取得する。
- 平成5年4月29日 建築基準法（法）第38条の規定に基づく建設大臣（個別）認定を取得する。

平成9年

- 平成9年6月4日 建築基準法（法）第38条の規定に基づく、建設大臣（一般）認定を取得する。
評定番号：BCJ 浄-3855

平成11年

- 平成11年6月 建築基準法（法）第38条が全文削除される。
移行に伴う法的効力期限：平成14年5月31日

平成13年

- 浄化槽法の浄化槽について、国土交通省建築指導課 石崎課長補佐（当時）と環境省浄化槽対策室 熊谷副室長（当時）の間で見解を統一するために協議が行われた。
 - 浄化槽とは処理水を公共水域へ放流するものをいう。
 - 放流しないものは汲取り便所扱いとする。

- 平成 13 年 国土交通省建築指導課と日本建築センター評定部との間で TSS 汚水処理システムは現状のまま（移行するために改善の必要なし）例示仕様として示されている（令）第 29 条および告示 1386 号の新基準に適合すると判断された。
- 38 条の条文削除に伴い認定されているすべての製品に対し移行へのふり分けが行われた。
 - A ランク…現行のまま新基準項目へ移行できると判断される。
 - B ランク…いくつかの改善を要するが移行は可能であると判断される。
 - C ランク…新基準への移行は不可能と判断される。
 TSS 汚水処理システムは A ランクと判断され新基準へ移行した。
 同時に、「雑排水を含めた合併排水も汚水の場合と同様に汲取れると読める」とのコメントを当時の建築指導課よりいただいている。

建築基準法改正のポイント

一定の性能さえ満たせば、多様な材料、設備、構造、方法を採用できる規制方式（性能規定）を導入する。

性能規定化：建築基準法が「仕様規定」から「性能規定」へ改正された。

- （1）従来の仕様規定は「性能基準」を満たす例示仕様として政令、告示で位置づける。
- （2）「性能規定化」で「仕様基準」を満たす必要がなくなり設計の自由度が高まる。（改正基準法（2 年目施行）の解説より。）
- （3）性能基準が明確になるため、技術開発、海外資材の導入が促進され、より合理的低コストな技術等の円滑な導入や市場の活性化が期待される。

浄化槽法による「浄化槽」とは

- 便所と連結してし尿またはし尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く）を処理し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設であって、同法に規定する公共下水道および流域下水道並びに廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

運用上の注意

- 浄化槽＋敷地内処理は公共水域に放流しないが、浄化槽として扱われる。
- 浄化槽の処理水を循環利用するものは浄化槽ではなく「汲取り」扱いとなる。ただし余剰水を放流または敷地内処理を行う場合は浄化槽となる。

法区分についての取扱いに関しましてご不明な点がある場合には
下記行政窓口へお問い合わせください。

- 財団法人 日本建築センター
03-3434-7168（評定部 設備防災課）
- 国土交通省
03-5253-8111（内線39-513 住宅局 建築指導課）

認 定 書

鳥取県米子市米原6-15-36
大成工業株式会社
代表取締役 佐藤 幹

さきに申請のあった下記屎尿浄化槽については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第32条及び第33条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

平成 9年 6月 4日

建設大臣 亀 井 静 香



BCJ-浄3855
平成9年4月25日

評 定 書

大成工業株式会社

代表取締役 佐藤 幹 殿

財団法人
理事長



評定申込みのあった下記の件については、当財団尿尿浄化槽性能評定委員会（委員長：須藤隆一）において慎重審議の結果、本装置は通常の使用状態において正常に機能する構造と評定します。

記

1. 件 名 T S S 汚水処理施設
2. 処 理 方 式 多室型腐敗室、浸潤散水装置の埋設された土壌トレンチ及び貯留室を組み合わせた方式
3. 処理対象人員 10～500人（日平均処理汚水量：0.5～25.0 m³）
4. 設 計 大成工業株式会社
5. 施 工 大成工業株式会社、または指定業者
6. 維持管理 同上